

中禁中穢又不引諸司有穢ニモ仰諸陣令立札、

〔世俗淺深秘抄上〕一物忌日神社へ不參、此事破物忌有行幸并私物詣等雖有其例、又行幸供奉人依物忌不參社頭例有之、於其理不分明、然而所見及註之、如知足院入道○藤原忠實、憚之歟、京極關白○藤原師實、不憚之也、猶憚條無其謂歟、

〔江談抄二雜事〕行成大納言、雖爲堅固物忌、依召參內事、

又云、行成大納言爲藏人頭之時、依堅固物忌籠居里亭之間、自禁中稱大切事有召、令參上時、於殿上俄心神失度、乍恐參清涼殿、主上先識其氣色、揚音濟時タソアレハト被仰、即應御音稱朝成、留御簾、限、行成入御前、免此難云々、是則行成祖父小一條大將與朝成大納言依爲敵人、欲陵云々、

〔枕草子七〕冬んゆうるんの御はての年、みな人御服ぬぎなどして、あはれなる事を、おほやけよりはじめて、院の人も、花の衣になどいひけむ世の御事など思ひ出るに、雨いたうふる日、藤三位のつばねに、みのむしのやうなるわらはのおほきなる木のまろきに、たて文をつけて、これ奉らんといひければ、いづこよりぞ、けふあす御物いみなれば、御まともまいらぬぞとて、まとはたてたるまとのみのかみよりとりいれて、まなんとほきかされたまつらす物いみなれば、え見すとて、かみについさして、まきたるをつとめて、手あらひて、其卷數とこひて、ふしおがみてあけたれば、くるみいろといふまきしのあつごえたるを、あやしと見てあけてゆけば、老ほうしのいみじげなる手にて、

これをだにかたみとおもふに、都には葉がへやまつるまのまばの袖とかきたり、

〔小右記〕寛仁三年六月七日壬辰、今明物忌、又今日厄日、修諷誦清水寺、又令打金鼓只閉西門、十二月三十日壬子、今明物忌、依歲暮日不能閉門、